

デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会  
意見書

社団法人全日本難聴者中途失聴者団体連合会  
理事長 高岡 正

1. 放送における制度改革の基準は何か。

○改正障害者基本法 2011年8月5日発効

○閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」2010年6月29日

○国連障害者権利条約 2007年9月28日日本政府署名

を「指針見直し」、総務省放送行政、放送事業者の事業に適用すること。

※アクセシビリティを保障しないことは差別に当たるといふ本質的な理解が必要。

※視聴覚障害以外のすべての障害者も含めた視点と対応が必要。

2. 字幕放送の法的義務付けは最低ライン

※字幕放送の実施は聞こえが環境や心身の影響を受けやすい難聴者に必須です。

難聴者のみならず環境により視聴しにくい人にも役に立つなど理解を求める。

※字幕放送は原則100%義務付ける。

その上で、米国のように字幕制作費が営業利益の2%を越える場合、事業規模、番組の種類などによる免責条項の検討が必要。

※キー局の他、ローカル局も対象とする。

通信役務利用放送(IPマルチキャスト放送)、BS、CS、放送大学など目標と達成方法は異なってもよい。

※首相官邸記者会見の手話通訳は「放送」の情報保障のために設置されている。字幕放送も同じように必要。

3. 手話放送の法的位置付け、実施目標を設定する。

※すべての放送事業者に対して、法的に義務付ける。

地デジの手話放送の技術的、法的要件を明確にする。

4. 緊急時・災害時の情報に字幕・手話などを義務付ける。

※閣議決定では、緊急・災害時の情報提供のあり方について24年度中に示すこととされているので「指針」とは別のゴール、実現の過程が必要。

※特にNHKは災害対策基本法で報道機関として唯一指定されており、あまねく国民に災害を予防し、避難させるための情報を提供することが義務付けられている。

技術的、財政的要件は何か明確にし、そのための措置を緊急に義務付ける。

※テレビ放送の通信役務利用放送(IP放送)、BS、ケーブルテレビなど字幕・手話を付加した再利用のル

ールも確認する。

#### 5. テレビ放送以外の放送メディアも対象とする

※大震災やその他の災害時にも停電時などはラジオが一番大きな情報源だったが聴覚障害者は利用できなかった。

ラジオ放送の文字放送など、他の情報メディアのアクセシビリティの確保を求める。

※災害臨時放送局のFM放送の同時IPサイマル放送も通信と放送の利用形態だが聴覚障害者のアクセシビリティ保障の基盤になる。

#### 6. 放送と通信の融合の形態も対象にする。

※法的にテレビは「放送」、インターネットは「通信」とされているが融合・複合したサービスが拡大している。

※「目で聴くテレビ」はテレビ放送にCS通信による字幕・手話を付加する放送と通信の融合の形態の見本。

#### 7. 施策形成の場に障害者当事者の参画を保障する。

※情報通信審議会に障害者の委員をおくことを求める。

ポイントはどれも相互に関係している。

以上